

## 有償運送研修会開催のご案内

九州オートバイ事業協同組合

理事長 松岡 泰雄

TEL 092-719-0909

FAX 092-719-0910

有償運送許可の研修会を開催いたします。

開催日時：2017年5月17日（水曜日）11時～16時迄

開催場所：福岡県自動車整備振興会館（本部）B2教室

福岡県福岡市東区箱崎ふ頭6丁目7番16号

**受講お申し込みの受付は5月7日(日)迄となっておりますのでお早めにお申し込み下さい。**

### 有償運転許可とは・・・

簡単に言うと、本来お客様から運送賃をいただいてバイクを運ぶ業務を受ける場合には事業用貨物自動車（緑ナンバー）が必要となります。

緑ナンバーの車両は車検や法定点検など、維持にかなりのコストがかかります。

そこで今の乗用または貨物の自家用自動車に故障車排除の為の運送業務が可能となる許可証が「有償運送許可証」です。

この許可証があれば、路上での故障車または事故車の回収を行った際にお客様から回収費用を頂くことができます。また保険絡みの事故車については保険会社へ引き取り費用の請求ができます！ぜひ他店との差別化を図り、日頃のご商売にお役立てください。

（新車の配送など無償で行う場合、この講習を受講する必要はありません）

オートバイ事業協同組合が行う講習会はオートバイ販売店向けに編集していますので、整備振興会様をはじめとする四輪業界の諸団体様が行うものとは違い、オートバイ販売店の実務に即した内容となっています。

※この講習会は3年に1度の更新（受講）が義務付けされております。

※この講習会は認可を受けた団体が行います。

※この研修会の後、当組合が発行する受講証明によって他県での申請も可能です。

**二輪の講習を行っているのはオートバイ事業協同組合のみとなっています。**

## 有償運送許可申請に伴う研修会受講について

講習当日は以下のものをご準備ください。

- ① 委任状（捺印済のもの）・・・A J九州事務局が一括申請するための申請委任です。
- ② 積載車両の車検証の写し
- ③ 積載車両の任意保険証書（対人 5,000 万円以上）の写し
- ④ 受講票 F A Xで送られた原紙
- ⑤ 受講料 A J九州 組合員 6,000 円／1名につき テキスト、昼食代込  
A J九州 非組合員 10,000 円／1名につき テキスト、昼食代込

★上記①～③を研修会終了後、A J九州事務局にご提出下さい。

提出窓口 九州オートバイ事業協同組合 事務局  
〒813-0044 福岡市東区千早4-7-1  
T E L 092-719-0909 F A X 092-719-0910

---

### 【注意事項】

- 1) 許可申請の行政管轄は、運輸支局（県）単位となっています。  
福岡県以外の他県登録車両は福岡県管内では受付できませんので  
各自、管轄する支局にお持ち下さい。
- 2) 許可申請書類一式（封筒除く）は、積載車両ごとに準備してください。
- 3) 許可申請の際は、次を注意してください。
  - ①申請時点で車検証の有効期限が切れていないこと。
  - ②申請時点で車検証の名義変更が怠っていないこと。
  - ③申請時点で保険証の有効期限が切れていないこと。
  - ④申請時点で保険証の内容が満足していること。
- 4) 許可申請の受理は、前2週間程の事務的期間を要しますので、ご注意下さい。
- 5) 継続更新の方は、研修受講や許可申請（更新）を怠ると許可期限が切れてしまいますので、ご注意下さい。

申込先 F A X 番号 0 9 2 - 7 1 9 - 0 9 1 0

有償運送許可申請に伴う研修会受講申込み用紙

日 時	2017年5月17日（水）11時～16時（5時間）	
場 所	福岡県自動車整備振興会館本部 B2教室 （福岡市東区箱崎ふ頭6丁目7番16号）	
講 習 費 用 （テキスト・昼食代込）	A J 九州 組合員	1名につき ￥6,000円
	A J 九州 非組合員	1名につき ￥10,000円

販 売 店 名	
事 業 所 所 在 地	
連 絡 先 電 話 番 号	
受 講 者 名	
計（ ）名	

平成 年 月 日

(研修実施団体名)

九州オートバイ事業協同組合 殿

(排除事業者名)

住 所

氏名又は名称

印

### 自家用自動車有償運送許可申請委任状

事故車及び故障車を緊急排除するため、自家用自動車の有償運送許可の申請を委任いたします。

#### 記

#### 許可申請車両

自動車登録番号等	
車 名	
最大積載量	

#### 添付書類

- ①任意保険等の証書(写)
- ②自動車検査証(写)

以上